

## 特定個人情報の取扱いに関する特約条項

### 「発注者」を「賃借人」、「受注者」を「賃貸人」と読み替える

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、特定個人情報の取扱いに当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、特定個人情報の取扱いに当たって、番号法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成18年3月国立市規則第5号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成18年3月国立市告示第31号）を遵守しなければならない。

#### (安全管理措置)

第2条 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）上取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の特定個人情報の厳重な保管のために必要な措置を講じなければならない。

#### (秘密の保持等)

第3条 受注者は、本件業務に関して知り得た特定個人情報を、漏えい等又は第三者に業務の全部若しくは一部を再委託する場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受注者は、本件業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、本件業務に関して知り得た特定個人情報を、漏えい等又は第三者に提供、開示等をしてはならないことその他特定個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (再委託の禁止)

第4条 受注者は、この契約による特定個人情報を取り扱う業務を自ら行うものとし、第三者にその業務を委託してはならない。ただし、再委託を受ける者において、発注者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる場合であって、発注者から事前に書面による許諾を得たときに限り、委託業務の全部又は一部を再委託することができる。

- 2 前項ただし書の規定による再委託を実施するに当たり、受注者は、再委託先との間で、特定個人情報の取扱いについて本特約条項と同等の内容を定めた再委託契約を締結し、再委託先には第2条に規定する安全管理措置と同等の安全管理措置を講ずる義務を課す

ものとする。

- 3 前項の再委託契約には、再委託先が再委託を受けた業務の全部又は一部を更に委託する場合には、発注者及び受注者から事前に書面による許諾を得るものとする。
- 4 発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

(特定個人情報取扱責任者の指定及び届出等)

第5条 受注者は、特定個人情報の取扱いを統括管理する特定個人情報取扱責任者を指定し、発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、この契約の履行に関し、特定個人情報を取り扱う従業者を指定し、発注者に届け出なければならない。

(従業者に対する監督及び教育)

第6条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者に対して本件業務を行うために必要な監督及び教育をしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、本件業務上取り扱う特定個人情報を本件業務の目的以外の目的に利用してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、本件業務に係る特定個人情報を発注者に指定された管理区域又は取扱区域から持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受注者は、本件業務の目的以外の目的に特定個人情報を複写及び複製してはならない。

(本契約終了後の返却又は廃棄等)

第10条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る特定個人情報を速やかに発注者に返却し、又は復元できない手段で廃棄し、若しくは削除しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による廃棄又は削除について、記録を残さなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定による廃棄又は削除を行ったときは、発注者に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

(立入調査及び監査)

第11条 発注者が本件業務に係る特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認するため、受注者の業務先に立ち入り、調査をする必要があるときは、受注者は、その調査に応じなければならない。

- 2 受注者は、発注者が行う特定個人情報の取扱いの状況を検証するための点検、内部監査及び外部監査に協力しなければならない。

(本件業務の遵守状況についての報告)

第12条 発注者は、本件業務の遵守状況等を確認するため受注者に対し、年1回（特に必要がある場合は年2回以上）、本件業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等について、書面による報告を求めることができる。

2 受注者及び発注者は、前項の規定による確認の結果を踏まえ、本件業務における特定個人情報の安全管理体制の改善の要否を協議し、改善が必要と判断した場合は、双方協力の上対応するものとする。

(漏えい等の事故が発生した場合)

第13条 受注者は、その支配が可能な範囲において、特定個人情報の漏えい等に関し責任を負うものとする。

2 受注者は、特定個人情報の漏えい等の事故の発生又はその兆候を把握した場合には、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い、その処理状況を報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14条 発注者は、受注者がこの特約条項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。この場合において、受注者は、本件業務について受注者が授受したものを直ちに発注者に返却しなければならない。

(個人情報の保護及び情報セキュリティに関する特約条項との関係)

第15条 この特約条項に定めのない個人情報に係る事項については、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する特約条項の定めるところによる。

(その他)

第16条 特定個人情報の取扱いで、この特約条項に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。